

NEAR
ASSOCIATION OF
NORTH EAST ASIA
REGIONAL GOVERNMENTS

2018

ANNUAL REPORT

2018 年次報告書



北東アジア地域自治体連合
Association of North East Asia Regional Governments

Association of North East Asia Regional Governments

Annual Report 2018

北東アジア地域自治体連合(NEAR)は……北東アジア自治体や地方政府が互恵・平等の精神に基づき、相互の交流協力を増進させ、北東アジア地域全体の共同発展と世界平和へ寄与するために創設された国際機構であります。日本・中国・韓国・モンゴル・北朝鮮・ロシアの6カ国78の広域自治体に拡大し、6億6千万人の人口を有する北東アジア地域最大の地方自治体協力機構へと成長しました。



Contents

ご挨拶 | 5

NEARの主要活動 | 9

- I. 第12回NEAR総会 10
- II. 分科委員会 14
- III. 2018実務者ワークショップ 20
- IV. 2018北東アジア青年リーダーズフォーラム/
第6回NEAR青少年絵画コンテスト 23

対外協力ネットワーク | 29

NEAR事務局の概要 | 41

付録 | 45



YEAR OF
W

2018 동북아시아





Working-level Workshop 2018

아시아 지역자치단체연합 실무자 워크숍

June 21^{Thu} - 23^{Sat}, 2018



ご挨拶

Message



ご挨拶



尊敬する北東アジア地域自治体連合(NEAR)会員自治体の皆様。

NEARの創立以来、北東アジア地域における自治体間の協力強化やNEARの重要性と役割については、すべての会員自治体が認識していることと思います。

今までNEARは、経済や貿易から、科学・技術に至るまで、多様な分野における国際協力事業を実現してきました。これからNEARは、地域間協力を拡大していくとともに、実質的に機能している取組を活用した共同事業の推進や戦略的な協力強化に向けて、新たな挑戦に備えなくてはなりません。

NEARの創立メンバーであるサハ共和国は、NEAR会員自治体が今まで推進してきた事業に加え、貿易などの経済交流や友好関係をさらに増進していくために全力を尽くします。

サハ共和国が対外経済活動で優先的に取組んでいることのひとつに、新たな分野を開拓し、協力を模索することがあります。サハ共和国は、議長団体としてNEARの理念を共有し、北東アジア地域の協力を拡大するとともに、会員自治体間の協力強化を支援するなど、積極的に役割を果たしていきます。

北東アジア地域が社会的・経済的に発展するためには、会員自治体が協働して積極的に問題解決を図っていくことが必要です。会員自治体間の活発な経済交流は、会員自治体に暮らす人々の生活水準や暮らしの質の向上にもつながります。

サハ共和国の首長として、またNEARの議長として、平等や互恵協力の原則のもと、北東アジア地域のさらなる発展に向け、皆様とともに解決策を見いだしていくものと確信しています。

今後、専門性と責任感を持って推進する国際活動において、会員自治体の皆様のご健勝とご多幸、会員自治体の益々のご発展を心よりお祈りいたします。.

2018.12

北東アジア地域自治体連合 議長 サハ共和国 首長 アイセン・ニコラエフ



2019年、新年を迎え、北東アジア地域自治体連合(NEAR)会員自治体の皆様にご挨拶申し上げます。2018年は連合と会員自治体の発展のため尽力いただいた全ての会員自治体関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

1996年に設立されたNEARは現在、78の正会員自治体と1つの準会員自治体までに拡大し、6億6千万人の人口を有する北東アジア地域最大の地方自治体協力機構へと成長しました。昨年10月に中国・湖南省張家界市で開催された第12回総会では、11番目の日本会員自治体として、日本国・秋田県が新規加入しました。また、革新プラス分科委員会、青年政策分科委員会、伝統医薬分科委員会が新設されるなど、会員自治体間交流の輪をさらに広げています。

NEARは、物流、国際電子商取引、観光、伝統医薬、革新プラス、海洋漁業、国際人材、防災、経済・人文交流などの分科委員会や国際フォーラムなどを通じて、会員自治体のスキル強化を図るとともに、実質的な交流の場を設けるよう尽力します。また、北東アジア地域の青年たちが一堂に会し、未来について議論する青年リーダーズフォーラムやより若い世代が未来像を描く青少年絵画コンテストなどにも取り組んでいきます。

また、第13代議長団体であるロシア連邦・サハ共和国との緊密な連携のもと、2019年に開催される実務委員会で、北東アジアの未来に向けてより活発な議論が行われるよう準備を徹底します。特に、NEARホームページを通じて、会員自治体内の企業ネットワークを構築し、企業間の交流を促進していきます。また、2019年に初開催される物流分科委員会の活動を積極的に支援し、会員自治体間の実質的な交流に繋がるように尽力しますので、会員自治体の皆様にはご関心、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

北東アジア地域自治体連合(NEAR)は、78の会員自治体と共に「互恵と平等の精神」に基づき、北東アジア地域の共同発展と世界平和に貢献できるよう、さらなる努力を尽くします。

最後に、各会員自治体の皆様の今後益々のご発展を心から祈念いたします。

2018.12

北東アジア地域自治体連合 事務総長 洪 鐘 廉



NEARの主要活動

Main Activities of the Association



新たな跳躍に向けて

I. 第12回NEAR総会

1. 行事概要

北東アジア地域自治体連合(NEAR)は、10月28日(日)から31日(水)にかけて、中国・湖南省張家界市サンシャインホテル張家界にて「共同協力・共同発展—平和と繁栄の新たな北東アジア時代へ」をテーマに「第12回NEAR総会」を開催した。今回の総会には、議長の許達哲湖南省長、アイフ・ギリムハンバヤンウルギー県知事をはじめとするモンゴル7県の知事、ロシア・サハ共和国首長、韓国全羅南道政務副知事と慶尚北道経済副知事など、中国10自治体、日本3自治体、韓国4自治体、モンゴル9自治体、ロシア3自治体の5カ国29会員自治体の代表やNEAR事務局職員、中国湖南省や張家界市の関係者など、約150名が出席した。



2. 主要内容

10月29日(月)午前に開催された開幕式では、虢正貴・張家界市書記の歓迎の辞に続き、全遇憲・韓国慶尚北道経済副知事など5名の祝辞や洪鐘慶事務総長から歓迎の辞、許達哲NEAR議長から開会の辞が述べられ、記念撮影を最後に開幕式を終えた。また、許達哲議長は、開幕式の前後にVIP面談や次期議長団

体候補地代表との面談を行った。

<セッションI>

開幕式後、開催された第1セッションでは、NEAR各会員自治体の主要活動報告、会員自治体長の発表、次期議長団体の決定及びNEAR議長旗の手渡しが行われた。

主要活動報告

まず、議長団体である湖南省から第11回実務委員会の開催結果報告があり、その後、分科委員会の活動報告を行った。日本富山県から第13回環境分科委員会の開催結果と2018年度の個別プロジェクトの実施状況、今後の活動計画について報告した後、中国山東省からは「北東アジア地域海洋経済革新発展モデルフォーラム」として開催された海洋漁業分科委員会の開催結果が報告された。日本兵庫県からは、第16回防災分科委員会の開催実績と次回の開催計画が報告された。日本島根県からは、2018年教育・文化交流分科委員会のプログラム内容と青年交流の様子が紹介された。2016年9月からエネルギー・気候変動分科委員会のコーディネート自治体を務めている中国山西省からは、2018年の同分科委員会の開催報告と翌日開催された太原エネルギー低炭素発展フォーラムの開催結果が報告された。最後に、中国吉林省からは、第1回国際人材交流分科委員会の主要成果として国際人材受け入れプラットフォームの構築、地域人材育成事業のブランド化への挑戦、人材交流・協力に関するMOU締結式などを報告し、今後の展望について発表した。

会員自治体代表による発表

中国山東省がPR映像とともに对外開放時代に向けた山東省の取り組みについて紹介したほか、韓国大邱広域市は、「メディシティ大邱における医療観光の現在と未来」について発表を行った。また、モンゴル・バヤンホンゴル県は、県の概要及び主要国際行事を、オブス県は、県の概要および観光開発と对外協力の状況、フェスティバルなどを紹介した。最後に、ロシア・カムチャツカ地方は、地域の概要や国際交流・協力に向けた漁業、鉱物、農業、観光産業を紹介した。



次期総会の開催地誘致に関する議決(議長団体の決定)

2020年に第13回総会を開催し、今後2年間の任期を務める議長団体として、ロシア・サハ共和国が決定された。

<セッション II>

第2セッションでは、韓国全羅南道とロシア・サハ共和国が友好交流意向書を締結したほか、各議題について討論、議決を行い、総会宣言文を宣言し、閉会した。

主要議題

第12回総会では、以下の8議案が上程され、議決された。

次期総会の開催地誘致に関する議決(議長団体の決定)

新規会員の加入

準会員の加入報告

NEAR会費運営規程改正(案)の追認

会員自治体への会員証書交付

連合憲章改定

分科委員会の設置及び運営に関する規定改定

観光分科委員会の共同コーディネート運営

今回の総会では、日本秋田県の新規会員加入が承認された。また、革新プラス分科委員会、青年政策分科委員会、伝統医薬分科委員会の3つの分科委員会が新設された。また、観光分科委員会は、現在のコーディネート自治体である中国河南省とともに中国寧夏回族自治区が共同コーディネート自治体として運営することになった。その他にも、最初の会費納付時期の猶予についての追認、必要に応じて臨時実務委員会を開催することの承認、分科委員会コーディネート自治体が分科委員会を2年以上開催せず、他の自治体がコーディネート自治体を希望する場合、事務局は、コーディネート自治体の交替を実務委員会の案件として上程することができるなどの議題が承認された。また、今後NEAR会員自治体には、会員証書を交付することとした。

3.付帯行事

総会閉会の後、参加者は張家界・土家族の聖山である天門山に伝わる人間と妖狐の恋愛物語の公演「天門狐仙」を観覧した。翌日の10月30日、天門山景区や武陵源景区を視察した。



第12回総会宣言文

2018年10月28日から10月31日にかけ、中華人民共和国・湖南省(張家界市)で北東アジア地域自治体連合(NEAR)第12回総会が開催されました。総会には、中華人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦、モンゴル国の5か国29会員自治体の代表者が出席し、書面議決書を提出した21会員自治体と合わせて、50自治体が議決権を行使しました。

総会では、「互恵・平等」、「信頼・尊敬」、「交流・協力」、「平和・繁栄」が連合の基本精神であることを再確認し、会員自治体間の信頼に基づいた交流や協力が北東アジア地域の平和や繁栄に向けたプラットフォームの構築に貢献していることに注目しました。多国籍主義や自由貿易を守護するため努力し、国際法、国際規則を基に国際経済秩序を守り、地域間の協力を増進することにより、互恵・共栄の発展を実現するように努力することで認識を共にしました。

「共同協力、共同発展」をテーマに開催された今回の総会では、各会員自治体で、北東アジア地域が新たな平和と繁栄の時代に転換しつつあると認識し、「平和や繁栄の新たな北東アジア時代」に向けて、経済、観光、防災と同様、既に構築されている連合のプラットフォームを活用し、協力関係をより一層強化するとともに、物流、人材交流、国際電子商取引、革新、青年政策、伝統医薬など新しい協力分野を発掘し、交流を拡大していくことを確認しました。

今回の総会で、北東アジア地域の共同繁栄や連合の発展に向け、上程された議題に関して真剣に議論を行い、決議された事項は次のとおりです。

1 次期総会の開催地誘致に関する議決(議長団体の決定)

2020年に第13回総会を開催し、今後2年間の任期を務める議長団体として、ロシア連邦・サハ共和国を選定した。サハ共和国は、連合憲章第10条により2019年に実務委員会も開催する。

2 新規会員の加入

日本国・秋田県から、今年4月に新規会員加入の意思表明があったため、今回の総会議題として上程し、秋田県の新規会員加入を決定した。これにより、連合の会員は6か国78会員、1か国1準会員となった。

3 準会員加入の報告

2016年第11回イルクーツク総会で、憲章改定により準会員制度が導入された。2017年第11回実務委員会で連合憲章第9条の2(実務委員会意思決定の委任)により、ベトナム・ホーチミン市の準会員加入が承認され、今回第12回総会で報告した。

4 会費運営規程改定(案)の追認

2016年第11回イルクーツク総会で、会費制の導入が議決されたが(2017年1月1日施行、2018年度から会費納付)、2017年に行った「NEAR会費制の運営に係る意見調査(調査期間:2017年6月14日~8月24日、意見提出:77会員自治体のうち70会員自治体)」で、回答があった会員自治体の72%から「会費の納付・執行に猶予期間を設けるべき」という意見が提出された。2017年第11回実務委員会では、「会費の最初の納付時期を2019年第12回実務委員会において決定」するよう、「会費運営規程」の附則を改定し、「連合憲章」第8条第2号(会費の決定)により、今回の総会で承認した。

5 会員自治体への会員証書の交付

会員自治体の予算編成での手続きのため、議長の決裁を得た後、事務局から事務総長名義の会員証書を発行することを決定した。

6 連合憲章改定

急変する北東アジア地域の環境変化に素早く対応し、総会と実務委員会の運営を効率化させ、実務委員会補助機関としての分科委員会の活性化を図るため、「連合憲章」の一部内容を次のように改定することを決定した。

第一に、「連合憲章」第10条第1項を改定し「実務委員会の委員長が必要と認める場合、臨時実務委員会を招集することができる」というただし書きを新設した。

第二に、実務委員会により新設された分科委員会は、総会の承認を得て設置することができるという「連合憲章」第10条第4項を改定し、「総会の承認」部分を削除し、「新設された分科委員会を総会に報告しなければならない」というただし書きを新設した。

議決事項を反映した改定後の「連合憲章」は<添付1>のとおりである。

7 分科委員会設置及び運営に関する規程改定

会員自治体の積極的な要請により、3つの分科委員会を新設し、分科委員会開催を活性化させるため、「北東アジア地域自治体連合分科委員会設置及び運営に関する規程」(以下、「分科委員会規程」という。)を次のとおり改定することを決定した。

第一に、「分科委員会運営規程」第2条を改定し、「革新プラス分科委員会」、「青年政策分科委員会」、「伝統医薬分科委員会」を新設した。

第二、「分科委員会運営規程」第5条を改定し、「コーディネート自治体が、分科委員会を2年以上開催せず、他の会員自治体がコーディネート自治体を希望する場合、事務局は、コーディネート自治体の交代を実務委員会の案件として上程することができる。」という条項及び「コーディネート自治体交代のための議決定足数」という規程を新設した。

議決事項を反映した改定後の「分科委員会規定」は<添付2>のとおりである。

8 観光分科委員会共同コーディネート自治体運営

中華人民共和国寧夏回族自治区による観光分科委員会の共同コーディネート(現、コーディネート自治体:中華人民共和国・河南省)運営の件について合意した。

以上の事項に対し、北東アジア地域自治体連合の各会員自治体は、相互協力を通じ全力を尽くしていくことに合意した。

2018年10月29日

共同発展に向けた交流の場

II. 分科委員会

1. 分科委員会の概要

1998年に経済・通商分科委員会(現、経済・人文交流分科委員会)が設けられて以来、2018年現在では、17の分科委員会が毎年、もしくは隔年で開催されている。

第12回NEAR総会では、分科委員会の活性化を図るため、中国河南省と中国寧夏回族自治区が観光分科委員会の共同コーディネート自治体を務めることが決定されたほか、革新プラス、青年政策、伝統医薬の3つの分科委員会が新設された。

各分科委員会の構成、および主な活動内容

分科委員会	コーディネート自治体	構成年度	開催回数	活動内容
経済・人文交流	韓国 慶尚北道	1998年	12回	通商促進、貿易商談、セミナー等
環境	日本 富山県	1998年	13回	海岸漂着物調査、環境シンポジウム等
防災	日本 兵庫県	1998年	16回	減災、災害対応能力の向上等
教育・文化交流	日本 島根県	2002年	17回	人材育成、文化交流の活性化等
観光	中国・河南省、寧夏回族自治区	2008年	2回	観光展示会、協力フォーラム等
海洋漁業	中国 山東省	2008年	5回	海洋資源の利用等
鉱物資源開発	ロシアマカダン州	2010年	4回	鉱物資源の採掘・加工等
エネルギー・気候変動	中国 山西省	2010年	2回	エネルギー・気候変動への協力等
生命・医療産業	韓国 忠清北道	2011年	1回	医療産業における交流・協力等
農業	韓国 全羅南道	2011年	2回	農業施策・技術交流等
スポーツ	ロシア サハ共和国	2013年	-	スポーツ分野の情報共有、交流等
物流	中国 黒龍江省	2017年	-	物流展示会、フォーラム等
国際電子商取引	中国 河南省	2017年	-	国際電子商取引産業フォーラム、企業マッチング等
国際人材交流	中国 吉林省	2017年	1回	北東アジア地域の人材プロジェクト協力フォーラム、人材情報共有、協力方法の模索等

分科委員会	コーディネート自治体	構成年度	開催回数	活動内容
革新プラス	中国 湖南省	2018年	-	科学技術、商品、文化、管理分野の革新に向けた情報共有、交流等
青年政策	ロシア クラスノヤ尔斯ク地方	2018年	-	青年政策などに関する情報共有、交流等
伝統医薬	中国 陝西省	2018年	-	伝統医薬分野に関する情報共有、交流等

2. 2018年の開催実績

第16回 防災分科委員会

1) 行事概要

3月5日から7日にかけて、兵庫県で第16回防災分科委員会が開催され、日本、中国、韓国、モンゴル、ロシアの5か国15自治体から32名が参加した。同分科委員会は、2002年から兵庫県がコーディネート自治体として毎年開催している。

2) 主要内容

兵庫県の災害・防災対策本部である「兵庫県災害対策センター」で、兵庫県の防災情報システムである「フェニックス防災システム」を紹介したほか、各会員自治体から防災システムに関する事例発表が行われた。

3) 付帯行事

兵庫県広域防災センターでの地震体験や姫路城の視察などを行った。



第5回 鉱物資源開発分科委員会

1) 行事概要

2018年7月18日、ロシア・マガダン州で、第5回鉱物資源開発分科委員会が開催された。同分科委員会には、Igor Ozimokマガダン州副知事、中国・黒竜江省や内モンゴル自治区の代表者らを含め、約30名の来賓が参列しており、NEAR事務局からは、朴昌洙(パク・チャンス)事務次長一行が出席した。

2) 主要内容

今回の鉱物資源開発分科委員会では、マガダン州から鉱物資源の紹介や投資誘致に関する説明、マガダン州に進出した鉱山業者による優良事例の発表があった。また、発表された情報を会員自治体に広報するとともに、次期分科委員会の際、鉱山業者が参加できるよう協力することとなった。

3) 付帯行事

翌日の7月19日には、国際鉱物投資博覧会である「MINEX 極東 2018」が開催され、投資プロジェクトに関する説明会や企業広報、出展ブースなどが設けられた。



第17回 教育・文化交流分科委員会

1) 行事概要

2018年8月3日から8日まで、日本島根県で、第17回NEAR教育・文化交流分科委員会は開催され、日本、中国、韓国、ロシアなどが参加した。

同分科委員会は、国境を越えた相互理解や友好の推進、新たなネットワークづくりを目的としている。

2) 主要内容

今年の分科委員会には、日本、中国、韓国、ロシアなどから29名の青年が参加した。参加者は6日間、今回のテーマである「食の安全・安心」について島根県関係者や民間事業者からの講演を受けたほか、「食の安全・安心を確保するためにできること」について議論した。

3) 付帯行事

参加者は、ホームステイや歓迎交流会などのプログラムに参加したほか、「食の安全・安心」のテーマに沿って、茶畠や水産加工場などを見学した。



第3回 エネルギー・気候変動分科委員会

1) 行事概要

第3回エネルギー・気候変動分科委員会が2018年9月15日、中国山西省太原市で開催された。同分科委員会には、中国、韓国、ロシア、モンゴルの4か国から11会員自治体の代表者、およびエネルギー・気候変動分野の関係者など、約50人が参加した。

2) 主要内容

今回の分科委員会では、「エネルギー革命で、より良い暮らしを」をテーマに、個々の需要に対応した温暖化対策や中国の微小粒子状物質(PM2.5)に汚染された浮遊性の微生物粒子(バイオエアロゾル)に関する研究、グローバルな気候変動に対応するためのアルタイ地区の低炭素動力技術等が紹介され、会員自治体間で意見交換や協議が行われた。

3) 付帯行事

参加者らは、太原鋼鉄集団、格盟国際能源有限公司・瑞光発電所などの産業施設や平遙古城を視察した。



第1回国際人材交流分科委員会

1) 行事概要

国際人材交流分科委員会の創立式や第1回国際人材交流分科委員会が、中国吉林省延辺朝鮮族自治州琿春市で開催された。今回の創立式や分科委員会には中国・韓国・ロシア・モンゴルからの代表者24人をはじめ、吉林省延辺朝鮮族自治州や琿春市の関係者など、約150人が参加した。

2) 主要内容

創立式の後、NEAR事務局は、琿春市人民政府と人材交流の活性化に向けた協力意向書を締結した。また「第1回国際人材交流分科委員会」では、基調講演や座談会などのプログラムが設けられ、北東アジア地域の人材交流や人材育成について意見交換が行われた。

3) 付帯行事

参加者は、張吉峰琿春市長が主催した晩餐会に参加し、文化公演を観覧した。文化公演では、琿春市芸術団による日本、中国、韓国、モンゴルの伝統芸能や人材交流の一環として琿春市で活動しているロシア芸術団の公演が行われた。



NEARの未来設計の出発点

III. 2018実務者ワークショップ^①

1. 行事概要

6月21日から23日までの3日間、2018NEAR実務者ワークショップが慶尚北道慶州現代ホテルで開催された。中国から8自治体、日本から3自治体、韓国から14自治体、モンゴルから13自治体、ロシアから2自治体の計5か国40会員自治体から約100名が参加した。

同ワークショップは、NEAR会員自治体の実務担当者が一堂に会し、NEARの活動について意見交換や人的ネットワーク形成を行う場として位置づけられている。今年で13回目を迎え、今までの参加者数は、延べ1,000人に上る。

ワークショップでは、NEAR事務局からの主要業務報告をはじめ、会員自治体の主要行事が紹介された。また、NEARの懸案事項である「会員制の望ましい運営方法」、「憲章及び分科委員会の規定改定」などについて、参加者の意見交換や議論が行われた。



2. 主要活動

事務局の業務報告

まず、NEAR事務局が、2017年の事業成果および2018年の主要業務計画について報告した。事務局は2018年の重点推進事業として「第12回NEAR総会」、「2018年北東アジア青年リーダーズフォーラム」、「第6回青少年絵画コンテスト」等の実施について報告し、会員自治体の積極的な参加を呼びかけた。

また、「北東アジア情勢の新しい変化と地域内協力の新しい機会」をテーマに、中国黒龍江省北東アジア研究所の笪志剛所長が特別講演を行ったほか、環境、防災、教育・文化交流分科委員会の開催結果が報告された。

会員自治体の発表

まず、中国黒龍江省が2017年に新設された物流分科委員会について紹介した。続いて、吉林省は、9月に開催する国際人材交流分科委員会を紹介し、参加を呼びかけた。

韓国太田広域市は「2018 WTA Events」を、忠清北道は「2018忠州世界消防士競技大会」を、慶尚北道は9月に開催する「世界地方自治体文化観光祭り」をPRし、各会員自治体の積極的な参加を呼びかけた。

また、ロシア・クラスノヤルスク地方は、国際青年フォーラム「ビリュシャ」を、ハバロフスク地方は、「北東アジア地域における協力発展方法」について発表を行った。



主要議題

実務者ワークショップでは、第12回総会の議題として「憲章及び分科委員会の規定改定」や「会員自治体への会員証書交付」、「会費制の望ましい運営方法」、「臨時実務委員会の開催」について各会員自治体の意見交換が行われた。

<憲章及び分科委員会の規定改定>

「憲章及び分科委員会の規定改定」について、事務局が提案理由と内容に関する説明を行い、参加会員自治体に分科委員会運営を活性化するため「コーディネート自治体が分科委員会を2年以上開催しない場合、事務局はコーディネート自治体の交替について実務委員会の案件として上程することができる」という規定改定への理解を求めた。また、分科委員会の新設に関して、「総会の承認を得て」を削除し、実務委員会で新設された分科委員会を総会で事後報告する内容の「総会で報告しなければならない」という憲章規定第10条第4の改定についても、多くの会員自治体に理解を求めて、第12回総会で上程することとした。

<会員自治体への会員証書交付>

会員自治体からの要請を受け、事務局が提案した会員自治体への会員証書の交付については、「議長の許可を得た上で、事務局から事務総長名義の会員証書を発行する」議案を、第12回総会に上程することとした。

<臨時実務委員会の開催>

中国湖南省が意欲を示す「革新プラス分科委員会」の新設のための臨時実務委員会の開催について、今後、湖南省と協議しながら進めていくこととした。

<会費制の望ましい運営方法>

会費制に関しては、2017年実務委員会で「会費の最初の納付時期を2019年第12回実務委員会において決定する」と改定した会費運営規定を、第12回総会で追認することとした。会費の使用用途については、会員自治体と持続的に議論していくこととした。



3. 付帯行事

参加者は、会議の後、ユネスコ世界遺産の登録された仏国寺(ブルグクサ)や韓国天然記念物第536号に登録された陽南(ヤンナム)柱状節理などを観察した。



共に夢みる北東アジアの未来

IV. 2018北東アジア青年リーダーズフォーラム/第6回NEAR青少年絵画コンテスト

1. 2018北東アジア青年リーダーズフォーラム

1) 概要

8月17日(金)から22日(水)、「北東アジアの未来と企業家精神」をテーマに、2018北東アジア青年リーダーズフォーラムが韓国慶尚北道浦項市にある韓東大学で開催された。

同フォーラムは、未来の主役である青年たちが交流を通じて責任あるリーダーに成長することを目的に開催するもので、グループディスカッション、発表、見学などのプログラムで構成されている。

8月18日(土)に行われた開幕式には、洪鐘慶NEAR事務総長をはじめ、キム・デシク韓東大学副総長が参列し、祝辞を述べた。また、2019北東アジア青年リーダーズフォーラムの共同開催を予定しているロシア・クラスノヤ尔斯ク地方のJana Dorus-shikill Leba青年事業担当副局長が参列し、事業説明を行った。



2) 主要活動

5か国82名の参加者は「創造と革新」、「会計」、「企業法と倫理」、「ビジネスコミュニケーション」、「マーケティング」など、多くの分野について学び、ディスカッションを行った。

また、最終日の8月22日(水)には「事業計画フェア」が開催され、フォーラム期間中に、各チームで議論した内容を発表し、教授4名による審査の結果、受賞する3チームを選定した。



3) NEAR事務局訪問、および文化交流

フォーラムの開催期間中、参加者は韓国・慶尚北道浦項市内を見学したほか、参加者同士でも親睦を深めた。

8月20日(月)には、世界的な製鉄企業「POSCO」を見学したほか、浦項テクノパークにあるNEAR事務局を訪問し、NEAR事務局の活動内容について説明を受け、グループ別に、事務局内を見学した。

また、迎日台海水浴場を散策したほか、「文化交流の夕べ」では、韓東大学ダンスサークルによるダンス公演をはじめ、各国の参加者が母国の伝統文化を披露するなど、相互理解を深めた。



第6回NEAR青少年絵画コンテスト

NEAR事務局は、次世代を担う青少年たちに、北東アジアおよび世界において、それぞれの地域住民としてのアイデンティティーの理解を深めるため、絵画コンテストを実施している。今年は「NEARの広報」と「北東アジアの文化紹介と環境保護」をテーマに、中国(51点)、日本(2点)、韓国(21点)、モンゴル(23点)、ロシア(34点)から、計130点が出品された。

審査の結果、最優秀賞を、ロシア・トムスク州児童芸術学校のTyurina Margaritaさんの「シベリアの伝説」が受賞し、優秀賞には、中国・寧夏回族自治区、韓国・忠清北道、モンゴル・セレゲン県、ロシア・サハ共和国からの作品が選ばれた。

2018年で第6回を迎えた「NEAR青少年絵画コンテスト」は、各会員自治体からの積極的な協力のもと、昨年より多くの作品が応募された。授賞作品は、NEARホームページや事務局にて公表している。



最優秀賞 – ロシア・トムスク州児童芸術学校 No. 2 Tyurina Margarita
タイトル：シベリアの伝説



優秀賞 – 中国・寧夏回族自治区 寧夏六盤山高級中学校 Le Chenghai
タイトル：中国の美・鳥の中の鳥、鳳鳥



優秀賞 – 韓国・忠清北道 グローバル先進学校 Bing Soobin
タイトル：Ani-where



優秀賞 – モンゴル・セレンゲン県第4
学校 Purevjav Nyamtsetseg
タイトル：モンゴルの女人



優秀賞 – ロシア・サハ共和国 アルдан市個別科目深層学習中学校 Solntseva Anastasya
タイトル：ヤクーチアシャーマンの踊り

NEAR Working-level
対外協力ネットワーク
Workshop 2018
International Cooperative Networking

2018 동북아시아 지역자치단체연합 실무자 워크숍

June 21^(Thu) - 23^(Sat), 2018



カンボジア・カザフスタンと準会員加入について協議

1月、NEAR事務局企画広報部長一行がカンボジアのプノンペン市とシエムリアップ州を訪問した。Nuon Pahrat プノンペン市副市長、Nuon Putheara シエムリアップ州行政局長と面談し、準会員加入について協議した。

また、1月12日には、洪鐘慶事務総長がDulat Bakishev 在韓カザフスタン大使と昼食会を開催し、アルマティ市の準会員加入について意見を交わした。



兵庫県国際局長が事務局を訪問

1月、水口兵庫県国際局長がNEAR事務局を訪問し、洪鐘慶事務総長と意見交換を行った。

洪事務総長は、「これまでのNEARの発展において、創立メンバーである兵庫県の積極的な活動に感謝する」と述べた。これに対し、水口局長は、「兵庫県は神戸港を中心に国際化が進んできた地域である。今後もNEARを通じて、物流や国際人材、防災など、様々な分野で積極的に交流していきたい」と述べた。



洪鐘慶事務総長、中国吉林省を訪問

2月、洪鐘慶NEAR事務総長一行は、中国吉林省長春市を訪問し、物流分科委員会(コーディネート自治体：中国黒龍江省)の開催に向けた協議を行った。

吉林省北東アジア鉄道グループが陸・海の複合航路を開拓するため設立した「吉林省北東アジア海上シルクロード国際海運有限公司」の高明社長と面談したほか、吉林省「長吉図開発開放先導区」の開発を戦略的に実施するための指導グループを訪問し、崔軍主任から長春、吉林、図們江流域の開発・開放政策について説明をうけた。



NEAR事務局、ロシア沿海地方を訪問

2月12日(月)、洪鐘慶事務総長一行がロシア沿海地方を訪問し、物流分科委員会やNEAR事業などについて協議を行った。

NEAR事務局はこの協議で、総会や各分科委員会への参加を呼びかけたほか、中国黒龍江省ハルビン市で開催される物流分科委員会に、北東アジア地域における物流中心地の一つである沿海地方からも積極的に参加いただくよう要請した。



洪鐘慶事務総長、ウラジオストク港・ザルビノ港関係者と面談

2月14日、洪鐘慶事務総長は、ウラジオストク港を訪問し、同港の運営会社であるFESCOのアレクサンドル・プリスコカ フォワーディング事業部代表や関係者と面談を行った。

面談では、同港についての説明を受けたあと、NEARの概要や事業等について紹介し、物流分科委員会への参加を呼びかけた。



NEAR事務局、韓国慶尚北道観光公社と業務協約を締結

3月、NEAR事務局と韓国慶尚北道観光公社(イ・ジェチョン社長代行)が、「北東アジア地域の観光活性化のための業務協約」を締結した。

事務局は今後、各会員自治体の観光関係の公的機関と連携して、北東アジア地域の観光交流の促進に取り組んでいく。



NEAR事務局、黒竜江省社会科学院北東アジア研究所と業務協力について議論

3月、NEAR事務局は、中国黒竜江省社会科学院傘下の北東アジア研究所を訪問し、笪志剛所長と業務協力方案について議論した。

2017年6月、事務局と黒竜江省社会科学院は、中露博覧会(黒竜江省ハルビン市で開催)に併せて開催された「一带一路フォーラム」で、交流協力に関する協約(MOU)を締結している。



洪鐘慶事務総長、モンゴルを訪問

3月、洪鐘慶事務総長は、モンゴル中央政府の内閣秘書室を訪問した。

洪事務総長は、オルガマル・バンバスレン内閣秘書室次長と面談し、NEARの活動を紹介したほか、NEAR総会、モンゴル会員自治体グループとの定例懇談会の開催など、今後の計画について説明を行った。

バンバスレン次長は、北東アジア地域の自治体交流の重要性を共感しており、今後もモンゴル会員自治体の首長がNEAR行事に参加できるよう、中央政府からも積極的に支援するとした。



NEAR事務局とモンゴル自治体グループ長の懇談会を開催

3月、洪鐘慶事務総長一行は、モンゴル・ウランバートル市ツーシンホテルで、モンゴル自治体グループ長との懇談会を開催し、「第12回NEAR総会」の開催案内とともに、NEAR分科委員会について説明した。

今回の懇談会には、アルハンガイ県知事など、11名の知事とゴビスンペル県の議長の計12名が参加した。



NEAR事務局、韓東大学と業務協定を締結

4月、NEAR事務局と韓東大学が「北東アジア地域における若者の国際化にむけた業務協定」の締結式を行った。

両機関は、今後、協定に基づき、共通する関心分野について協議し、北東アジア地域で交流・協力プロジェクトを開発し、推進していく。その第一段として「2018北東アジア青年リーダーズフォーラム」を、8月に共催することとした。



洪鐘慶事務総長、クラスノヤルスク地方知事と面談

4月、洪鐘慶事務総長は、クラスノヤルスク地方を訪問し、アレクサンドル・ウスス (Alexandr Uss) クラスノヤルスク地方知事とNEAR業務について協議した。

洪事務総長は、NEAR事業について説明し、第12回総会に出席いただくよう要請した。これに対し、ウスス知事は、NEAR事業に積極的に参加する意向を示した。



洪鐘慶事務総長、北方圏フォーラムとKEF2018の開会式に参加

4月、洪鐘慶NEAR事務総長は、シベリア連邦大学で開催された「第13回北方圏フォーラム総会」の開会式にオブザーバーとして出席した。

北方圏フォーラムは、主に北極圏に属しているか、もしくは北極圏に接した北方地域の地方自治体で構成され、北極地域の環境保全と開発を目指して結成された。

当フォーラムの15会員自治体のうち、ロシアの6自治体と韓国・江原道はNEARの会員自治体である。



NEAR事務局、ロシア・サハ共和国及びトムスク州と業務協議

4月、洪鐘慶事務総長一行は、北方圏フォーラムに参加するためクラスノヤルスク地方を訪問したサハ共和国のブラディミル・バシリエフ国際局長と会談した。

洪事務総長は、NEAR総会に、次期NEAR議長団体への立候補を表明したサハ共和国から幹部職員が出席するとともに、今後の方向性と抱負について発表をお願いした。また、物流分科委員会をはじめとするNEAR分科委員会への積極的な参加も要請した。



洪鐘慶事務総長、ハバロフスク地方国際・地域間協力大臣と面談

4月、洪鐘慶事務総長は、ハバロフスク地方政府庁舎を訪問し、ディアノフ・ヴィアチエスラフ国際・地域間協力大臣との面談で、NEAR総会をはじめNEARの各種行事を説明し、ハバロフスク地方政府の積極的な参加を依頼した。これに対しディアノフ大臣は、積極的に参加する旨を述べた。



NEAR事務局、「日中韓三国協力フォーラム2018」に出席

4月、NEAR事務局は、ザ・キャピトルホテル東急(東京所在)で開催された「日中韓三国協力フォーラム 2018」に出席した。フォーラムでは「三国協力の新たな章のはじまり - 過去10年とこれから先の10年を見据えて - 」をテーマに、日中韓経済協力の制度化、文化・人文交流等について議論が行われた。



NEAR事務総長、秋田県を訪問

5月、洪鐘慶事務総長は、佐竹敬久知事と面談し、秋田県のNEARへの加入申請を歓迎した。

洪事務総長は、この面談で、NEARの主要事業について説明し、秋田県の積極的な参加を依頼した。

一方、佐竹知事は、秋田県の広範囲にわたる対外交流の現状について説明し、今後NEARを通じて北東アジア地域の各会員自治体との関係を深めていきたいと明かした。



NEAR事務局、会員自治体間の新再生エネルギー分野における共同協力MOU締結式に参加

NEAR事務局は、5月、慶尚北道庁で行われたモンゴルのウランバートル市と慶尚北道の新再生エネルギー分野における協力支援を中心とした覚書の締結式に参加した。

今後NEAR事務局は、両会員自治体間の交流促進に向けた架け橋としての役割を担う。

同覚書により、慶尚北道は、ウランバートル市と定期的に新再生エネルギーについて情報交換や技術研修などを行い、大気汚染が深刻なウランバートル市内の10か所に、模範的に新再生エネルギー自立システム導入支援を行う。



NEAR事務局、第8回極東フォーラムに参加

NEAR事務局国際協力部長一行は、5月、ロシア・ウラジオストクの現代ホテルで開催された「第8回極東フォーラム」に参加した。

同行事は「韓露地域の実質的な協力：新しい機会と挑戦」をテーマに、第3回東方経済フォーラムと韓露サミットでの合意事項の実現に向けた課題を見出し、極東地域間の実質的な協力促進案と協力可能な分野を探るために開催された。



尹鐘鎮 慶尚北道新行政副知事、NEAR事務局を訪問

5月、尹鐘鎮 慶尚北道新行政副知事がNEAR事務局を訪問し、洪鐘慶 NEAR事務総長と面談した。

洪事務総長は、NEARの現状と主要事業について説明し、これまでの慶尚北道の協力に感謝を表し、引き続き継続した支援をお願いした。



NEAR事務局、河南省と国際電子商取引分科委員会の開催について協議

洪鐘慶事務総長一行は、5月、河南省鄭州市を訪問した。

5月21日(日)に行われた万旭河南省副秘書長との面談では、2017年実務委員会で決定した「国際電子商取引分科委員会」の開催準備のほか、近年開催されていない「観光分科委員会」について協議を行った。



NEAR事務総長、第1回トキ国際フォーラムに参加

洪鐘慶事務総長は、5月、中国陝西省漢中市洋県で開催された「第1回トキ国際フォーラム」に、協力機関として参加し、祝辞を述べた。

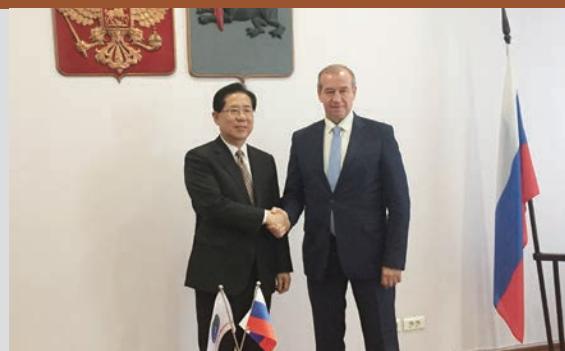
洪事務総長は、祝辞で「日中韓三国間の友好交流の象徴であるトキが、ロシアとモンゴルまで羽を広げ、北東アジア地域全体の友好交流と平和の象徴になることを祈る」と述べた。



洪鐘慶事務総長、ロシア・イルクーツク州を訪問

洪鐘慶事務総長一行は、6月、ロシア・イルクーツク州を訪問し、レフチェンコ・セルゲイ知事と面談した。

イルクーツク州は、NEAR事務局に対し、6月に開催された青少年フォーラムへの参加の呼びかけや医療分野への協力について支援を要請した。また、世界遺産として登録されている「バイカル湖」等を通じたNEAR会員自治体間の観光分野での協力についても協議した。



NEAR事務総長、ロシア・サハ共和国を訪問

洪鐘慶事務総長一行は、7月、ロシア・サハ共和国を訪問し、Vladimir V. Solodov首長と面談を行った。この面談で、次期NEAR議長団体への立候補についての意思を再確認したほか、韓・露地方経済協力におけるNEARの役割等について協議した。

Solodov首長は、トップが交替したものの、次期NEAR議長団体立候補への意思に変わりはないとして、中国湖南省張家界で開催する総会にも参加する意向を示した。



NEAR事務局、「2018北東CEO経済協力フォーラム」の共同主管機関として参加

NEAR事務局は、7月、「2018北東CEO経済協力フォーラム」に共同主管機関として参加した。このフォーラムは、北東アジアの情勢変化による北東アジア地域自治体との協力方法を検討するために開催されたものである。

浦項市内にあるポスコ国際館国際会議場で行われた今回の開会式には、イ・カンドク浦項市長による開会の辞をはじめ、キム・スンギヨン慶尚北道経済副知事が祝辞を述べた。また、イ・ジョンソク元統一部大臣による「北方経済時代における環日本海の未来」というタイトルで基調講演が行われた。



NEAR事務総長、島根県知事を表敬訪問

8月、洪鐘慶事務総長一行が、溝口島根県知事を表敬訪問した。

表敬訪問では、洪事務総長は、韓国と北朝鮮の関係緩和による新しい北東アジア時代におけるNEARの役割を強調し、第12回NEAR総会への参加を要請した。これに対し、溝口知事は「近い国々との共同繁栄を目指して、今後も努力したい」と応じた。



NEAR事務局、「多文化理解フェスティバル」を支援

NEAR事務局は、8月、慶尚北道浦項市の梨洞(リドン)高校が主催する「多文化を理解するための世界市民ふれあいフェスティバル」を支援するため、同イベントに参加した。

このイベントは、各国の伝統的な遊びを通じて、多文化共生への理解を深めるほか、多文化社会をより身近な存在として受け止め、国際社会との連携を図るために開催された。



楊龍南海大学アジア研究センター長一行、NEAR事務局を訪問

9月、南海大学周恩来政府管理学院の楊龍(ヨウ・リュウ)南海大学アジア研究センター長一行がNEAR事務局を訪問した。

今回の訪問は、同センターが推進する北東アジア地方自治体間協力等に関する研究のため行われたもので、面談では、北東アジア地域の活性化に向けた両機関の協力のあり方について意見を交わした。



慶尚北道国際関係大使、NEAR事務局を訪問

9月、朱重徹(チュ・ジュンチョル)慶尚北道国際関係大使がNEAR事務局を訪問し、「第1回韓露地方協力フォーラム」について協議した。

11月7日から9日にかけて浦項市で開催された同フォーラムは、韓露首脳会談で合意したことにより開催されたもので、韓国17自治体とロシア極東地域9自治体の首長が参加した。そのうち、NEARの会員自治体は23自治体である。



NEAR事務局、「2018釜山海洋経済フォーラム」に参加

NEAR事務局の国際協力部長一行が、「2018釜山海洋経済フォーラム」に参加した。

釜山広域市と韓国経済新聞が主催した今回のフォーラムでは、「新南方・北方地域の経済・物流発展に関する韓国政府の政策方向」と「海洋中心地へ跳躍するための釜山の戦略」などについて議論が行われた。



NEAR事務局 国際協力部長、サハ共和国新首長の就任式に参加

NEAR事務局朴成敏国際協力部長一行は、9月、ロシア・サハ共和国の首都、ヤクーツク市の国立オペラ劇場で行われた「アイセン・ニコラエフ(Aisen Nikolayev)新首長の就任式にNEARを代表して参加した。

今回の就任式には、ユーリ・ペトロヴィチ・トルトネフ(Yury Petrovich Trutnev)ロシア連邦副首相兼極東連邦管区大統領全権代表など著名人が参列した。



NEAR事務局、準会員自治のベトナム・ホーチミン市と協議

9月、洪鐘慶事務総長一行が、ホーチミン市人民委員会を訪問し、レ・タン・リエム 外務担当副委員長とNEAR業務について協議を行った。

洪事務総長は当協議で、10月29日から30日にかけて中国湖南省張家界市で開催する「第12回NEAR総会」への参加や特別演説をお願いした。これに対し、リエム副委員長は、今後NEARの準会員として積極的に活動していくとし、観光分科委員会への関心を示した。



NEAR事務総長一行、サハリン州訪問

洪鐘慶事務総長一行は、10月、ロシア・サハリン州政府を訪問し、Aleksey Uspenskiy 経済開発部長官はじめとする州政府関係者と協議を行った。当協議では、2018年10月29日から30日にかけて中国湖南省張家界市で開催する「第12回 NEAR総会」や11月7日から9日まで慶尚北道 浦項市で開催する「韓・露地方協力フォーラム」、2019年2月に開催される「NEARクルーズ観光フォーラム」、および6月に黒龍江省綏芬河市で開催する「第1回物流分科委員会」等について議論した。



NEAR事務総長一行、沿海地方を訪問

洪鐘慶事務総長一行は、10月、ロシア・沿海地方政府を訪問し、Alexey Starichkov 国際協力局長と業務協力について面談を行った。沿海地方は、面談で、11月7日から9日まで韓国慶尚北道浦項市で開催する「韓・露地方協力フォーラム」の共同議長として開催準備に最善を尽くしているとし、ロシア会員自治体の参加を支援しているNEAR事務局に感謝の意を表した。



NEAR事務局、カムチャツカ地方を訪問

NEAR事務局の洪鐘慶事務総長一行は、10月、カムチャツカ地方政府を訪問し、Yury Zubov カムチャツカ地方副知事と面談を行った。カムチャツカ地方は面談で、NEAR会員自治体の協力を強化するため、「第12回NEAR総会」にはカムチャツカ地方の代表が、「韓・露地方協力フォーラム」には知事が参加する予定であると述べた。



NEAR事務局、モンゴル会員自治体グループ長との定例懇談会を開催

NEAR事務局は、10月、第12回NEAR総会に参加したモンゴル会員自治体の首長らを招待し、2018年下半期定期懇談会を行った。今回の懇談会は、NEAR総会の閉会後、晩餐会の形式で行われた。懇談会には、バヤンウルギー県知事など、7県の知事(バヤンホンゴル、ゴビアルタイ、ゴビスンベル、オルホン、ウブルハンガイ、オブス県)とドンドゴビ県議会代表、アルハンガイ県局長の計10人が参加した。



ロシア・サハ共和国首長、NEAR事務局を訪問

11月、「第1回 韓・露地方協力フォーラム」に参加するため慶尚北道浦項市を訪問したウラジミル・ソロドフ ロシア・サハ共和国首長一行が、NEAR事務局を訪問し、洪鐘慶事務総長と面談を行った。今回の面談で、ソロドフ氏は、今後NEARの議長団体として、経済・文化などの幅広い分野において各会員自治体間の交流協力を活性化していくと述べた。



ロシア会員自治体、「第1回韓・露地方協力フォーラム」に参加

11月、韓国慶尚北道浦項市で「第1回韓露地方協力フォーラム」が開催された。同フォーラムの開会式には、韓国の文在寅大統領や康京和外交部大臣、成均模様産業通商資源部大臣と17自治体長、ロシアの極東連邦管区長官とロシア極東連邦管区の9自治体長、両国の企業関係者や専門家らが参加した。

また、次期NEAR議長団体のウラジミル・ソロドフ サハ共和国首長をはじめ、セルゲイ・ノソフ マガダン州知事、セルゲイ・フルガルハバロフスク地方知事、ヴァシリ・オルロフ アムール州知事、マリナ・スポートカムチャッカ地方副知事、同フォーラムの次期開催地である沿海地方のボグダネンコ・コニスタンチン副知事、アレクセイ・ウスペンスキー サハリン地方経済開発省大臣が代表団として参加した。



NEAR事務局、全羅南道を訪問

NEAR事務局の国際協力チーム長一行は、12月、全羅南道府を訪問し、ソン・キョンイル国際協力官と協議を行った。全羅南道は、「第12回NEAR総会」の際、ロシア・サハ共和国との友好交流意向書の締結を支援したNEAR事務局に感謝の意を表したほか、今後、韓国政府が推進している「新北方政策」に基づいたユーラシア地域との交流拡大にも引き続き協力をお願いした。



NEAR事務局、「2018ユーラシア都市フォーラム」に参加

NEAR事務局の国際協力部長一行は、12月、釜山広域市で開催された「2018ユーラシア都市フォーラム」に参加した。今回のフォーラムでは、韓国と北朝鮮、ロシアの共同事業である「羅津・ハサンプロジェクト」に取り組んだ北朝鮮とロシアの合弁会社「羅先コントラנס」社のIvan Tonkikh代表をはじめ、中国との境界に位置するカザフスタン・ホルゴス国際経済区域のMurat Baimukhanbetov庁長など、多くの来賓が参加し、協議や交流を行った。



「2019NEARクルーズ観光フォーラム」の開催決定

事務局は、「2019NEARクルーズ観光フォーラム」の開催を最終決定した。2019年2月20日(水)から22日(金)にかけて、韓国慶尚北道浦項市で開催される同フォーラムは、クルーズ観光事業に取り組んでいる会員自治体の職員をはじめ、クルーズ業界や旅行業界、マスコミ関係者を招待する予定である。





2018 동북

NEAR Working

NEAR事務局の概要

The Secretariat



아시아지역자치단체연합 실무자 워크숍

-level Workshop 2018

| 일 시 | 2018. 6. 21(목) ~ 23(

| 장 소 | 호텔현대 경주

| 주 최 | NEAP 동북아시아지역자치단체연합

1. 設置

2004年に中国・黒竜江省で開催された第5回総会において、4年任期制の常設事務局運営方式が採択され、韓国・慶尚北道が事務局運営費用を全額負担する条件で常設事務局誘致を提案し、議決された。

その後、2012年に中国・寧夏回族自治区で開催された第9回総会において、韓国・慶尚北道での長期事務局設置が議決され、事務局運営の持続性や一貫性を保つようになった。



2. 組織構成

事務局の組織は、事務総長、2部(企画広報部、国際協力部)体制で構成され、中国、日本、韓国、モンゴル、ロシアの会員自治体から派遣された公務員と専門委員が勤務している。

3. 予算

運営費は、年間11億ウォン(約1.2億円)であり、韓国・慶尚北道と浦項市がそれぞれ7割、3割を負担している。

4. 業務

- 1) 予算の編成及び執行
- 2) 事業計画書、年次報告書及び会計報告書の作成
- 3) 連合の発展に向けた交流プログラムの開発及び推進
- 4) 会員自治体間の業務連絡及び調整
- 5) 総会、実務委員会、分科委員会等の運営支援及び議決事項の遂行支援
- 6) 地域研究機関間のネットワーク構築
- 7) 広報及びその他必要とされる業務

5. 分野別の担当者

		事務総長 洪鐘慶(ホン・ジョンギョン)
		企画広報部長(慶尚北道) 權太男(クォン・テナム)
		国際協力部長 朴成敏(パク・ソンミン)
		企画総務チーム長(慶尚北道) 琴斗淵(クム・ドウヨン)
		国際協力チーム長 崔株華(チェ・ジュファ)
		中国専門委員 朴麗晶(パク・リョジョン)
		中国駐在官(黒竜江省) 李楊(リ・ヨウ)
		日本専門委員 孫ミギョン
		NEAR事務局 兵庫県支部 賓惠英(ビン・ヘヨン)
		モンゴル専門委員 ルハム・ヒシグザルガル
		モンゴル駐在官(ウムヌゴビ県) エルデネビリク・アズザヤ
		ロシア専門委員 アルチョム・エゴロフ
		ロシア駐在官(サハ共和国) アナスタシア・コンスタンチノワ
		英語専門委員 鄭恩栄(チョン・ウンヨン)
		行政専門委員 金攸眞(キム・ユジン)
		行政専門委員 都彦錫(ト・オンソク)
		行政員 金慧林(キム・ヘリム)

付録

Appendix

equation

Analysis



transactions on the accounting equation.

21 22 23
of the Association of North East Asia Regional Governments
www.anearg.org
HANQING GLOBAL INSTITUTE

Innovation
Capacity building

Honesty & Integrity



連合憲章

制 定 1996. 9. 12.
一部改定 1998. 10. 21.
一部改定 2002. 9. 11.
一部改定 2004. 9. 8.
一部改定 2010. 10. 28.
一部改定 2014. 10. 22.
一部改定 2016. 9. 27.
一部改定 2018. 10. 29.

前文

国際社会に貢献する無限の潜在力を有する北東アジア地域自治体の代表は、互恵・平等の精神に基づき、行政・経済・文化など全ての分野において交流協力を推進することによって地域の共同発展を目指すとともに、世界平和に寄与する崇高な目的を達成するため、この憲章の採択に同意し、北東アジア地域自治体連合を設立する。

第1章 機構の名称及び目的

第1条(名称) この機構は「北東アジア地域自治体連合(The Association of North East Asia Regional Governments)(以下「連合」という。)」と称する。

第2条(目的) 連合は、北東アジア地域の自治体が互恵・平等の精神に基づき、全ての自治体間の交流と協力のネットワークを形成することによって、相互理解に即した信頼関係を構築し、北東アジア地域全体の共同発展を目指すとともに世界平和に寄与することを目的とする。

第3条(事業) 連合は次の各号の事業を行う。

1. 北東アジア地域自治体会議(総会)の定例的な開催
2. 地域間経済・技術及び開発に関する情報の収集及び提供
3. 交流、協力に関する事業の支援及び推進
4. その他機構の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員等の範囲及び権利・義務

第4条(会員の範囲) 連合の会員は、北東アジア地域に位置する中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、日本国、モンゴル国、大韓民国、ロシア連邦の自治体の中で、連合の設立目的に賛同し、総会において加入の承認を受けた広域自治体とし、総会の議決によって範囲を拡大することができるものとする。(2002.9.11、2016.9.27改定)

第4条の2(準会員の範囲) 連合の準会員は、北東アジア地域以外のアジア地域に位置し、連合の設立目的に賛同し、総会において加入の承認を受けた広域自治体をいう。
(2016.9.27新設)

第5条(会員の権利・義務) 会員は、連合が行う多様な事業と活動に参加する権利を有し、この憲章の諸規定を誠実に守る義務を負う。

第5条の2(準会員の権利・義務) 準会員は、会員が有する権利・義務のうち、第7条の役員の選挙権及び被選挙権並びに第9条第1号の議決権を有しない。(2016.9.27新設)

第3章 組織及び機能

第1節 総会

第6条(構成及び運営) 総会は会員自治体の首長で構成する最高議決機関として、隔年で開催される。(2016.9.27改定)

第7条(役員) 総会には次の各号の役員を置く。

- 1.議長は1名とし、連合を代表し、総会を開催する自治体の首長をもって充てることとし、任期は総会満了日までとする。ただし、議長に事故があるときの職務は、所属自治体の副首長が代行する。(2002.9.11、2010.10.28改定)
- 2.監事は、会員各国からそれぞれ1名ずつ、局長又は課長級職員を総会で選出し充てることとし、会計監査を所掌し、任期は第1号と同じものとする。(2016.9.27改定)
- 3.会費運営規程に定める場合に該当するときは、会員の第1号の議長及び第2号の監事の選挙権及び被選挙権を制限することができる。(2016.9.27新設)

第8条(機能) 総会は次の各号の機能を行う。

- 1.会員及び準会員の入会及び除名の議決(2016.9.27改定)
- 2.会費の決定
- 3.連合憲章の改定
- 4.機構の解散及び清算の決定
- 5.事務局設置場所の決定
- 6.監事の選出
- 7.予算・決算及び事業計画の承認
- 8.会費運営規程で定める事項の承認(2016.9.27新設)
- 9.次期総会開催に関する事項の決定
- 10.連合の各事業計画の決定及び執行
- 11.その他必要と認められる事項

第9条(議事決定) 総会での議事決定は次の各号の方法による。

- 1.会員自治体は各1票の議決権を有する。ただし、会費運営規程に定める場合に該当するときは、会員の議決権を制限することができる。(2016.9.27改定)
- 2.第8条第1号から第5号の事項は、議決権を有する会員の過半数の出席と、出席した会員の3分の2以上の賛成により議決する。(2016.9.27改定)
- 3.第8条第6号から第11号の事項は、議決権を有する会員の過半数の出席と、出席した会員の過半数の賛成により議決する。(2016.9.27改定)

第9条の2(実務委員会への議事決定の委任)

総会が開催されない年度の第8条第1号、第7号及び第8号の事項の議事決定は、実務委員会に委任して行うことができる。

第2節 実務委員会

第10条(構成及び運営) ① 実務委員会は、各会員自治体の首長が指名する局長級幹部によって構成され、実務委員会の委員長は、総会が開催される年の前年度に会議を招集する。ただし、実務委員会の委員長が必要と認める場合、臨時実務委員会を招集することができる。
(2014.10.22新設、2018.10.29改定)

- ② 実務委員会の委員長は、議長自治体の副首長をもって充てる。
- ③ 実務委員会の委員長は、総会で会議の結果を報告するものとする。
- ④ 個別プロジェクト等の円滑な推進の支援のため、実務委員会の補助機関として個別又は分野別に分科委員会を設置することができる。ただし、これにより新設された分科委員会は総会に報告しなければならない。(1998.9新設、2018.10.29改定)

第11条(機能) 実務委員会は次の各号の機能を行う。

- 1.事業計画及び個別プロジェクトの協議
- 2.年次報告書及び会計報告書の作成
- 3.会員自治体間の意見調整
- 4.分科委員会の設置(構成、機能、運営方法等)に関する事項の決定(1998.9新設)
- 5.総会で委任された事項の決定
- 6.その他必要と認められる事項

第3節 事務局

第12条(構成及び運営) 事務局は、連合の常設機構であり、各国・各会員自治体は必要に応じて連絡機関を置くことができる。事務局は慶尚北道に長期存続する。ただし、やむを得ない事由が発生したときは、総会の議決を経て事務局の場所を変更することができ

る。(2004.9.8、2014.10.22改定)

第13条(役員及び職員) 事務局には次の各号の役員と職員を置く。

1. 事務総長は1名とし、事務局が所在する自治体の首長が推薦し、議長が任命する。
(2004.9.8改定)
2. 事務局の役員と職員は、連合の派遣公務員で構成することを原則とする。ただし、事務総長が必要と認める場合には、議長の承認を受け、別の方法により構成することができる。

第14条(機能) 事務局は次の各号の機能を行う。

1. 予算編成及び執行
2. 事業計画書、年次報告書及び会計報告書の作成
3. 会員自治体間の業務連絡及び調整
4. 総会及び実務委員会の議決事項の執行
5. その他必要と認められる事項

第15条(財政)

- ① 事務局の会計は特別会計とし、会員自治体の会費及びその他雑収入によって充当する。
- ② 会計に関する事項は暫定的に次の各号のとおり運営する。
 1. 連合の会員は会費を負担し、会費管理及び運営に必要な事項については別途会費運営規程で定める。(2016.9.27改定)
 2. 総会及び実務委員会の開催経費は、次の各号のとおり分担する。
 - 1) 経費総額(A)の半額(B)は会議開催自治体が負担する。
 - 2) 残半額($C = A - B$)は、会議開催自治体を除く連合の会員自治体数(D)で均等に割った額(C / D)を、会議に参加した自治体がそれぞれ負担する。
 - 3) 実際の会議参加自治体数がDを下回る場合に生じる差額は、会議開催自治体が負担する。
 - 4) 会員自治体に自然災害等のやむを得ない事情が生じ、負担が著しく困難な場合は、会員自治体間の協議により個別に合理的な減免措置を行うことができる。
 - 5) 総会で次期総会開催地に立候補する自治体は、開催する総会及び実務委員会の会議経費の暫定会計を提出しなければならない。
 3. 事務局運営経費は、事務局が設置された自治体が負担する。
 4. その他個別的な交流協力事業の推進経費は、事業を提案した自治体が負担することを原則とし、その事業に参加を希望する自治体間の協議によって分担できるものとする。

第4節 連合支援機関

第16条(設置) 会員自治体は、北東アジア地域の発展に寄与するため、連合の活動を支援す

る機関(以下「連合支援機関」という。)を設置することができる。(1998.10.21新設)

第17条(登録)

- ①会員自治体が連合支援機関を設置する場合、当該会員自治体の申請に基づき連合に登録することができる。(1998.10.21新設)
- ②連合支援機関は、その活動状況を連合に報告する。(1998.10.21新設)

第4章 最終規定

第18条(効力) この憲章は2016年9月27日から効力を発生する。(2016.9.27改定)

第19条(会員の範囲) 連合の創立会員は、1996年北東アジア地域自治体会議に出席して、本憲章の基本精神に同意した自治体とする。

第20条(言語) この憲章は、会員各国の公用語及び英語で作成し、正本は事務局の文書保管所において保管し、写本は各会員自治体において保管する。(2010.10.28改定)

以上の内容を証明するため、下記の署名者は所属する各自治体から正当に権限を与えられ、1996年9月12日、大韓民国慶尚北道慶州でこの憲章に署名した。

附 則

この憲章は、1998年10月21日から施行する。

附 則

この憲章は、2002年9月11日から施行する。

附 則

この憲章は、2004年9月8日から施行する。

附 則

この憲章は、2010年10月28日から施行する。

附 則

この憲章は、2014年10月22日から施行する。

附 則

この憲章は、2016年9月27日から施行する。

附 則

この憲章は、2018年10月29日から施行する。

分科委員会の設置及び運営に関する規程

制 定 1998. 10. 21.
一部改定 2007. 9. 4.
一部改定 2008. 9. 2.
一部改定 2010. 10. 28.
一部改定 2011. 7. 19.
一部改定 2013. 9. 11.
一部改定 2017. 9. 26.
一部改定 2018. 10. 29.

この規定は、北東アジア地域自治体連合憲章第11条4号の規定に基づき設置する分科委員会の設置及び運営に関する事項について定める。(2017.9.26改定)

第1条(設置)

北東アジア地域自治体会議において提案された個別のプロジェクトあるいは課題(以下「個別プロジェクト」という。)について、その円滑な推進を支援するため、分野ごとに分科委員会を置く。(2017.9.26改定)

第2条(分科委員会の種類及び名称)

分科委員会の種類及び名称は、次のとおりとする。

1. 経済・人文交流分科委員会(2013.9.11名称変更)
2. 環境分科委員会
3. 教育・文化交流分科委員会(2008.9.2統合)
4. 防災分科委員会
5. 削除(2017.9.26)
6. 削除(2017.9.26)
7. 海洋・漁業分科委員会(2008.9.2新設)
8. 観光分科委員会(2008.9.2新設)
9. 鉱物資源開発・調整分科委員会(2010.10.28新設、2017.9.26改定)
10. エネルギー・気候変動分科委員会(2010.10.28新設)
11. 削除(2017.9.26)
12. 生命・医療産業分科委員会(2011.7.19新設)
13. 農業分科委員会(2011.7.19新設)
14. スポーツ分科委員会(2013.9.11新設)
15. 物流分科委員会(2017.9.26新設)
16. 国際人材交流分科委員会(2017.9.26新設)
17. 国際電子商取引分科委員会(2017.9.26新設)
18. 革新プラス分科委員会(2018.10.29新設)

- 19.青年政策分科委員会(2018.10.29新設)
- 20.伝統医薬分科委員会(2018.10.29新設)

第3条(機能)

- ①各分科委員会は、提案自治体が主体となって実施する個別プロジェクトの円滑かつ効果的な推進を図るため、自治体間の意見調整、事業計画の具体化及び実現方法等について、検討、協議を行う。(2017.9.26改定)
- ②各分科委員会は、分科委員会参加自治体が提案した個別プロジェクトを担当し、検討、協議した結果を実務委員会に報告する。(2017.9.26改定)

第4条(構成)

各分科委員会は、それぞれの分科委員会の担当分野に関心を有する自治体の担当部局の課長級の職員で構成する。

第5条(運営)

- ①各分科委員会に、互選により、分科委員会の連絡、調整、運営を行う自治体(以下「コーディネート自治体」という。)を置く。(2017.9.26改定)
- ②コーディネート自治体の任期は2年とし、再任を妨げない。また、希望する場合は共同コーディネート自治体と共同で運営することができる。(2011.7.19、2017.9.26改定)
- ③分科委員会の運営は、原則として通信方式(郵送、ファクシミリ等)により行うものとする。(2017.9.26改定)
- ④各分科委員会は、任期内に1回以上の会議又は関連活動をしなければならない。(2011.7.19、2017.9.26改定)
- ⑤分科委員会の運営時、会員自治体からの参加は5ヵ国10自治体以上維持しなければならない。(2011.7.19新設、2017.9.26改定)
- ⑥必要に応じて、実務委員会は分科委員会の運営現況を評価することができる。(2011.7.19新設)
- ⑦コーディネート自治体が分科委員会を2年以上開催せず、他の会員自治体がコーディネート自治体を希望する場合、事務局は、コーディネート自治体の交代を実務委員会の案件として上程することができる。(2018.10.29新設)
- ⑧実務委員会において議決権を有する会員の過半数の出席と出席した会員自治体の過半数の賛成により、分科委員会のコーディネート自治体を交代することができる。(2018.10.29新設)

第6条(参加)

- ①全ての会員自治体は、連合の全ての分科委員会に参加する資格を持つ。(2011.7.19改定)
- ②各分科委員会の効率的な推進と実質的な交流協力のため、コーディネート自治体は、会員自治体地域の関連する専門家、企業関係者等を会議に出席させることができる。

(2017.9.26新設)

第7条(費用)

分科委員会の運営に関する経費は、当該分科委員会のコーディネート自治体が負担する。ただし、分科委員会が会議を開催する場合、交通費及び滞在費は、原則として、会議参加自治体が負担するものとする。

第8条(連合事務局との関係)

コーディネート自治体は、分科委員会で整理された内容を事務局に送付し、事務局はそれを分科委員会構成自治体以外の自治体へ送付するものとする。(2011.7.19、2017.9.26改定)

第9条(規程の改正)

この規程の改正は、実務委員会が行うものとする。

附 則

この規程は、1998年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、2007年9月4日から施行する。

附 則

この規程は、2008年9月2日から施行する。

附 則

この規程は、2010年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、2011年7月19日から施行する。

附 則

この規程は、2013年9月11日から施行する。

附 則

この規程は、2017年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、2018年10月29日から施行する。

会費運営規定

制 定 2016. 9. 28.
一部改定 2017. 9. 26.
施 行 2017. 9. 26.

第1条(目的)

この規程は、会費及び会費を財源とする事業の管理及び運営について必要な事項を規定することを目的とする。

第2条(会計の原則)

会計は次の各項の原則に従って処理されなければならない。

- ① 事務総長は会計が信頼されるよう客観的な資料と証憑に基づいて、透明かつ公正に処理しなければならない。
- ② 事務総長は会員自治体の要求時に会費の執行事項等についての情報を公開しなければならない。
- ③ 事務総長は会費の効率的な執行のため努力しなければならない。

第3条(会計年度)

会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終了する。

第4条(会計に関する業務管掌)

事務総長は連合の会費に関する業務を総括し、所管会計に関する業務を管理する。

第5条(会費)

会費に関する事項は、次の各項のとおり運営する。

- ① 会員は、年会費として1,000USドルを納付する。
- ② 会費納付時の基準通貨は、事務局の所在国の通貨とし、毎年4月30日までに当該年度の会費を納付する。ただし、新規会員の会費は加入が決定した次の年度から納付する。
- ③ 事務総長は経済状況等を考慮し、必要と認めるときは、総会の議決を経て第1項の年会費の額を調整することができる。

第6条(会員の権利制限)

2会計年度以上会費を納付しなかった会員に対しては、憲章第7条に規定された役員の選挙権及び被選挙権並びに憲章第9条第1号に規定された議決権を制限することができる。ただし、権利を制限された会員自治体は、会費の納付を開始した会計年度から会員の権利を回復する。

第7条(会費の使途)

会費は連合の恒久的な発展と会員自治体の共同目的達成に必要な事業に使用し、具体的な使用用途について事務局は会員自治体の意見を聞かなければならない。

第8条(審議委員会の設置、構成及び運営)

審議委員会は次の各項のとおり設置し、構成・運営する。

- ① 審議委員会の委員は、事務局に公務員を派遣した会員自治体の局長又は課長級職員により、会員各国からそれぞれ1名で構成する。ただし、大韓民国については、事務局設置自治体である慶尚北道以外から選出し、監事が所属する会員自治体は除外する。
- ② 委員の任期は、国家別に派遣した派遣公務員の派遣期間内とする。
- ③ 審議委員会に委員長を置き、委員長は委員の中で互選する。
- ④ 審議委員会の円滑な運営のため、委員会の運営事務は事務局の実務担当が行う。
- ⑤ 委員長は、委員会を毎年1回以上召集しなければならない。ただし、召集が難しい場合、書面で議決することができる。
- ⑥ 審議委員会の会議は在籍委員の過半数の出席で成立し、出席委員の過半数の賛成で議決する。

第9条(予算案等の編成)

事務総長は、次の会計年度の会費を財源とする予算案及び事業計画案(以下「予算案等」という。)を作成し、毎年6月30日までに審議委員会に提出しなければならない。

第10条(予算案等の審議)

- ① 事務総長から予算案等の提出があったときは、審議委員会は予算案等を審議し、当該年度に開催される総会又は実務委員会に議案として提出して、承認を得る。
- ② 前項の審議は、総会又は実務委員会開催日の1か月前までに行う。

第11条(予算及び事業計画の執行)

- ① 事務総長は、総会又は実務委員会で承認を得た予算及び事業計画を執行する。
- ② 予算外に支出の必要が生じる場合、事務総長は議長の承認を得てから必要な経費を支出することができる。この場合、当該年度に開催される総会又は実務委員会に報告し、承認を得なければならない。

第12条(会計検査)

- ① 事務総長は、会計年度毎に決算報告書を翌年5月31日までに作成し、監事に提出しなければならない。
- ② 監事は、会計検査の結果を、当該年度に開催される総会又は実務委員会開催日の1か月前までに事務局に提出し、事務局は総会又は実務委員会に報告し、承認を得なければならない。

第13条(監事の選出・任期)

監事の選出及び任期は、憲章第7条及び第8条の規定に従うものとする。

附 則

第1条(施行日) この規程は、2017年1月1日から施行する。(ただし、最初の年会費納付時期は2019年第12回実務委員会で決定する。)

会員自治体

ロシア



- ①ブリヤート共和国
- ②サハ共和国
- ③トゥヴァ共和国
- ④アルタイ地方
- ⑤ザバイカリ工地方
- ⑥クラスノヤルスク地方
- ⑦沿海地方
- ⑧ハバロフスク地方
- ⑨アムール州
- ⑩イルクーツク州
- ⑪カムチャッカ地方
- ⑫マガダン州
- ⑬サハリン州
- ⑭トムスク州
- ⑮ケメロヴォ州
- ⑯ハカス共和国

モンゴル



- ①ウランバートル市
- ②アルハンガイ県
- ③バヤン・ウルギー県
- ④バヤンホンゴル県
- ⑤ボルガン県
- ⑥ゴビ・アルタイ県
- ⑦ゴビスンベル県
- ⑧ダルハン・オール県
- ⑨ドルノド県
- ⑩ドルノゴビ県
- ⑪ドンドゴビ県
- ⑫ザブハン県
- ⑬オルホン県
- ⑭ウブルハングай県
- ⑮ウムヌゴビ県
- ⑯スフバートル県
- ⑰セレンゲ県
- ⑱中央県
- ⑲オブス県
- ⑳ホブド県
- ㉑ヘンティ県
- ㉒フブスグル県

6

ロシア

5

中国

REGIONS OF
CLIMATE ACTION

パートナー

気候行動地域(R20)

世界各国のリーダーが国連と協力して設立した機関であり、世界中の地方自治体が気候変動に対応するため、低炭素グリーン成長経済発展プロジェクト・政策・モデルケースの開発や施行に貢献することを目的としています。

regions20.org

北朝鮮

DPR Korea

- DPR Korea ① 咸鏡北道
DPR Korea ② 羅先特別市

韓国



- ① 釜山広域市
② 大邱広域市
③ 仁川広域市
④ 光州広域市
⑤ 大田広域市
⑥ 蔚山広域市
⑦ 世宗特別自治市
⑧ 京畿道
⑨ 江原道
⑩ 忠清北道
⑪ 忠清南道
⑫ 全羅北道
⑬ 全羅南道
⑭ 慶尚北道
⑮ 慶尚南道
⑯ 濟州特別自治道

日本



- ① 青森県
② 秋田県
③ 山形県
④ 新潟県
⑤ 富山県
⑥ 石川県
⑦ 福井県
⑧ 京都府
⑨ 兵庫県
⑩ 鳥取県
⑪ 島根県

中国



- ① 安徽省
② 黑竜江省
③ 河南省
④ 湖北省
⑤ 湖南省
⑥ 吉林省
⑦ 内モンゴル自治区
⑧ 寧夏回族自治区
⑨ 山東省
⑩ 山西省
⑪ 陝西省

準会員

- ① ホーチミン市



欧州地域会議(AER)

ヨーロッパ自治体の共同繁栄を追求するため、1985年に設立された機関として、現在35カ国230の地域自治体で構成されており、事務局はフランスのアルザス州ストラスブールにあります。

www.aer.eu



持続可能性をめざす自治体協議会(ICLEI)

持続可能な社会の実現を目指す地方自治体間の国際ネットワークであり、全世界86か国約1,000の自治体が加入しています。国際社会において持続可能な発展目標を達成するための自治体の役割や、地域レベルでの実践を呼びかけています。

www.iclei.org



北東アジア地域自治体連合

Association of North East Asia Regional Governments

37668 慶尚北道浦項市南区芝谷路394(芝谷洞601番地) 浦項 テクノパーク本部棟 3 階

T. CN:+82-54-223-2320 JP:+82-54-223-2317 KR:+82-54-223-2324 MN:+82-54-223-2384 RU:+82-54-223-2319

F. +82-54-223-2309 E-mail near@neargov.org Website www.neargov.org